

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

7月29日に提案を受けた防犯灯の設置につきましては、現地調査を行い、提案場所は周辺に設置されている照明の灯りが届かず、夜間は照度が不足し危険な状況であることを確認しました。

しかし、提案場所の町道の幅員は狭く車両等の交通の妨げとなり道路敷への防犯灯の設置ができません。このため、隣接の民有地へ設置する必要があるため、提案者から地権者に設置の承諾をしていただき、提案どおり防犯灯を設置するものとします。

2. 取扱いの理由

提案のあった場所は、学生の下校や散歩時等不特定多数の人が通行する連絡道路だと認められますが、道路がカーブしており、現在付近に設置されている防犯灯だけでは照明が届かず、夜間は照度が不足し、防犯上危険な場所であることを確認しました。

しかし、提案場所の町道の幅員は3m足らずで、道路敷に防犯灯を設置した場合、車両等の交通の妨げとなることから設置することが出来ません。そのため、設置場所につきましては、隣接の民有地が適当であると考えます。

3. その他